

# 鳥取県立童謡館の委託業務に関する事業計画書

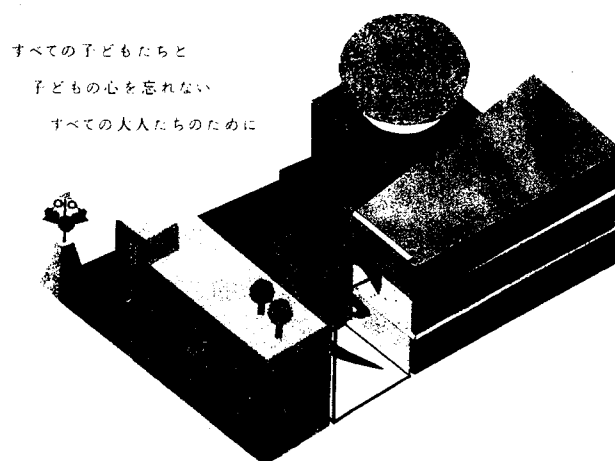
## 1-1 管理運営の基本的な考え方

### (1) 公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館の基本理念

当財団は、多様化する県民の文化に対する要求に応えるため童謡・唱歌やおもちゃを通じた各種文化事業を行い、もって童謡・唱歌やおもちゃをテーマとした特色ある地域文化の振興に資することを目的として、鳥取県と鳥取市の出捐により平成6年に発足しました。平成7年7月7日に「わらべ館」が、鳥取県立童謡館及び鳥取市立鳥取世界おもちゃ館の複合文化施設として開館してからは、鳥取県並びに鳥取市より館の運営を任せられ、以来今日に至るまで23年間にわたって、わらべ館を拠点に童謡・唱歌とおもちゃをテーマとした文化事業を実施し、地域文化の発展に尽くして参りました。

当財団は、童謡とおもちゃをテーマとした特色ある地域文化の振興を目的とする公益法人であり、この目的を達成するため、童謡文化やおもちゃ文化の体験事業、調査研究事業、展示事業などを行っています。広く門戸の開かれた“うた”と“おもちゃ”の文化事業を利用者に提供することを通して、童謡・唱歌とおもちゃをテーマとした特色ある地域文化の発展という社会全体の利益の増進を図っていきたいと考えております。

また、同時に、この法人の果たすべき目的は、「童謡、唱歌等を通じて特色ある地域文化の振興に資する」童謡館の設置の目的でもあります。わらべ館を拠点に魅力ある事業と展示を提供し、多くの方に童謡・唱歌に触れていただくことにより「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として役割を果たし、童謡・唱歌をテーマとした特色ある地域文化の発展に貢献していきたいと考えております。



### (2) 管理運営の基本方針

管理運営に際しては、委託業務仕様書の内容を遵守するとともに、次のとおり基本方針を定め、適正な管理運営を行います。

ア 公平な利用の確保

公立の施設であるという認識を常に持ち、公益法人として不偏不党、公平公正な施設運営を行います。広く利用者に施設を開放して、童謡館及び童謡館多目的ホールが多くの方にご利用いただけるよう最大限努めます。

---

#### イ 利用者へのサービスの充実

顧客満足を重視し、利用者に対しては常に懇切丁寧な対応を心掛け、アンケート調査、意見・提案箱により利用者のニーズの把握や満足度を調査します。定期的な自己評価を実施して業務の質とサービスの向上に努めます。

質の高いサービスを提供するため定期的に館内を巡回して、施設設備の状態や利用者の状況を把握します。利用者からのご意見ご提案には真摯に向き合い、クレームがあった際にはできる限りの改善措置を講じ、誠実に対応します。利用者からいただいたご意見やご要望は「利用者の声」として財団からの回答を添えてホームページに公開し、鳥取県及び鳥取市に報告した上で、業務の改善に繋がります。

---

#### ウ 収入確保と経費の節減

魅力ある展示と文化事業の実施を運営の両輪として、シニア会員を含む友の会会員の拡大、ポイントカードの発行によるリピーター対策、効果的な広報の実施により利用者数の増加を図り、利用料収入の確保に努めます。指定管理期間中の利用者目標は、少子化や団体旅行の減少など厳しい社会情勢下ではありますが、年間 12 万人に設定し、指定管理期間中 60 万人の利用を目標とします。

館の運営に際しては、入札の実施や複数年契約の締結等により無駄を省くとともに、費用対効果の観点に基づいて継続的に事業の見直しを行い、経費の節減と効率化に取り組みます。

---

#### エ 省エネルギー及び環境への配慮

リサイクルの推進、省資源・省エネルギー及び廃棄物の削減に努め、環境に配慮します。展示室や展示ケース内等の照明機器の更新時には、積極的に LED 等の高効率照明を導入します。

---

#### オ 鳥取県、鳥取市及び関係機関との連携確保

日々鳥取県や鳥取市の所管課との連携を密にし、必要に応じて助言や助力を求めます。警察署、消防署等の行政機関とも連絡をとりながら、公共施設として非常の際にも速やかに対応できる体制を構築します。

---

#### カ 鳥取県立童謡館及び鳥取世界おもちゃ館の一体的かつ効率的な運営

鳥取県立童謡館と鳥取世界おもちゃ館の複合文化施設であるわらべ館として、財団が一括管理する利点を最大限に活かし、効率的な施設運営を行います。施設設備の管理面においては、保守点検の一本化や事務の簡素化による能率性の向上や費用の軽減、事業面においては、童謡事業とおもちゃ事業の相乗効果による利用促進を図ります。また、“童謡・唱歌とおもちゃのミュージアム わらべ館”として統一的な広報を行い、ブランド力を高めます。

---

#### キ 関係法令の遵守、個人情報の保護

館の運営に際しては、興行場法や消防法等の関係法令を遵守いたします。また、個人情報の保護に関しては、個人情報保護法をはじめ鳥取県個人情報保護条例及び鳥取市個人情報保護条例の規定に準拠して、財団の個人情報管理要領に基づき、出演者やボランティア、友の会の会員情報等、財団の収集した個人情報について適切な管理を行います。併せて、機会を捉えて職員を研修会等に参加させ、個人情報取り扱いに関する職員全体の資質向上に継続的に取り組めます。

---

#### ク 情報公開

鳥取県情報公開条例及び鳥取市情報公開条例の規定に準拠し、財団の「情報公開規程」に基づき適正に対応します。毎年の事業計画や予算決算の状況など法人の情報については、公開請求の有無にかかわらず館内に開架し、一般の閲覧に供します。また、わらべ館ホームページにも掲載して透明性のある財団運営、施設運営に努めます。

---

#### ケ 社会参画

あいサポート企業（団体）として障がいへの理解を深め、誰もがお互いの人格と個性を尊重し支えあう共生社会を目指します。

鳥取県男女共同参画推進企業として、仕事と家庭の両立に配慮し、男女ともに働きやすい職場環境づくりを積極的に進めます。

## 2-1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

### (1) 利用者に対するサービスの向上策と利用促進に向けた取組

当財団は「童謡、唱歌等を通じて特色ある地域文化の振興に資する」鳥取県立童謡館の設置目的を、館内展示と文化事業を通じた包括的な童謡・唱歌の文化的体験の提供により果たしていきたいと考えています。

財団としては、これら2つの内容のさらなる充実こそが、利用者に対する最大のサービス向上策であると考えており、同時に利用促進に向けた最善の取り組みだと確信しています。多くの方に童謡館を利用してもらい、事業と展示による包括的な童謡文化の体験の場を提供することで、法人の目的でもある童謡・唱歌をテーマとした特色ある地域文化の発展に、より一層尽くしていきたいと考えています。

そのためには、まず童謡館を利用してもらうことが肝要であり、利用促進に向けて次のとおり取り組みます。

## ア 営業活動、顧客開拓

営業活動の重点目標として、利用者の6割超を占めるファミリー層に向けた利用促進に力を入れます。特に未就学児から小学校低学年程度までの子育て世代の利用が多いことから、年間を通して対象世代に向けた魅力あるイベントの提供、情報の発信を行い、新規顧客とリピーターの確保に努めます。GWや夏休みには、県外、特に関西圏からの利用者が多くなるため大阪神戸を対象エリアとする旅行雑誌やインターネット等による広報に注力して、京阪神でのわらべ館の知名度アップに引き続き取り組みます。

また、天候に左右されない完全屋内施設であることは、わらべ館の大きな強みであり施設の優位性であるため、広報に際しては“雨の日、雪の日も快適なわらべ館”として、室内環境が充実していることを強調して打ち出します。

近年増えている大人だけの個人利用客に向けては、ホームページや公式ブログ、Instagram等のSNSを活用してダイレクトに情報を発信し、児童館の延長施設であるという誤った先入観の払拭に努めます。童謡館は、大人も含めた幅広い年齢層の鑑賞に堪えうる施設であるため、広報媒体に応じてトーンを変える等、子どもに限定した施設であると誤解されないよう工夫します。

顧客開拓に関しては、少子高齢化社会を見据え、童謡・唱歌と親和性の高い高齢者世代向けのイベントを実施し、これまでわらべ館に縁遠かったシニア世代の来館を促します。平成30年度からは、65歳以上の方を対象としたシニア会員制度をスタートしたことから、制度の周知を図るとともに、これまでにない新たな発想によるシニア向けイベントを模索し、シニア世代の利用の促進と定着を図ります。シニア会員には、平成30年8月までの5ヶ月間で156名に加入いただいております。友の会全体の会員数が前年同期比で139%増の456名となる等、着実に成果が出ています。



団体利用客に向けては、団体向けプログラムとして人気の唱歌教室を前面に押し出し、校歌の演奏付きの同窓会プランの提案等により入館促進を図ります。また、来館時のお出迎えやお見送り、きめ細かな館内案内等により利用者満足度の向上を図り、エージェントに向けた鳥取県東部観光の立ち寄り先候補としての認知度アップに取り組みます。

リピーター対策としては、シニア会員制度を含むわらべ館友の会の周知、さまざまな特典が提供される友の会協賛店制度の充実、ポイントカードの発行、子育て世代に向けた平日イベントの開催等を行い、土日だけでなく平日にも利用してもらえるよう努めます。

---

## イ 接遇向上

全職員を対象に毎年接遇研修を行なうとともに、毎日朝礼で出勤者全員による「出会いの挨拶」を実施し、入館者を「おもてなし」の気持ちと笑顔でお迎えします。顧客満足の観点に立って利用者に「来て楽しい、また行ってみたい」と思ってもらえるよう、職員同士で改善すべき点を話し合い、さらなるサービス向上に繋がります。

館内では館長以下、役職員が定期的に見回りを行い、利用者との交流や利用案内等のサービスを提供します。利用者と最初に相対する受付職員の接遇は特に重要であることから、外国語対応等の専門的な研修の実施により接客スキルの向上を図ります。団体客の利用時には、職員が入口にある案内ボードを使って館内の概要説明を行い、館内の見どころを紹介します。また、利用者サービスの一つとして、わらべ館と屋外駐車場との間に貸し傘を設置し、雨天時の利便性を高めます。

---

## ウ 備品の貸し出し

童謡・唱歌をテーマとした特色ある地域文化の発展のため、また多くの方に多目的ホールを利用いただくため、多目的ホール備え付けの備品リストをホームページで公開します。備品の使用料金は安価に設定し、利用しやすい環境を整えます。備品の状態は常に適正に管理し、修繕が必要な物については速やかに対処して利用に供します。

童謡館の収蔵資料については、資料保護のため原則的に外部への貸し出しは行いませんが、公共性や使用目的等を勘案し館長が童謡・唱歌の普及啓発のため特に貸し出しの必要があると認める場合には、例外的な取り扱いとして貸し出しを行います。

- (2) 地域の賑わいの創出に向けた取組  
(周辺施設や地域の事業者及び各種団体等と連携した取組等)

わらべ館は、その存在自体が子育て世代に向けた強力な支援であり、幼児を持つ若年世代が居住地を選択する際の一つのポイントとなるほど県民市民からその役割を期待されています。ファミリー層を中心とした地域の賑わい作りの中核施設として、また、鳥取市の中心市街地に位置する公立施設として、近隣の文化施設や個人、各種団体等と連携しながら文化事業の実施等による利用促進に努め、地域の賑わいの創出に向けて取り組みます。



地域に人の動きを生み出すため、鳥取市のまちなかやわらべ館を舞台に即興ダンスや音楽のパフォーマンスを行う“鳥取夏至祭”のような地域を巻き込んだ大規模文化イベントに積極的に協力をを行います。“鳥取夏至祭”には、昨年に引き続き今年度もわらべ館が共催メンバーとして参加しています。来年度は、とりアート2019メイン事業である“鳥取銀河鉄道祭”の地区会場の開催予定地として、わらべ館及び隣接する芝生公園である“わらべ夢ひろば”が選ばれていることから、多くの方に参加してもらえるよう事業運営に協力します。

地域にあっては、鳥取県ミュージアムネットワークの一員として、近隣の鳥取県立博物館等と連携し、入館券等の提示による加盟館同士の相互割引を実施し、市街地全体に人の流れが生まれるよう取り組みます。本年度9月よりわらべ館駐車場管理棟の一角に事務局が入居した鳥取おやこ劇場とは、利用者層が重なるため共催イベントが開催できないか検討を行っています。

館内では、入館料の要らないエントランスホールを会場に、出演者を公募して地元の音楽グループ等による街頭コンサートや、アマチュア作家による作品展を開催します。利用者以外の道行く人にも気軽に立ち寄ってもらい、演奏や作品を通じた交流や人の流れを生み出すきっかけとなるイベントを企画します。また“わらべ夢ひろば”では、公園を管理する鳥取市公園・スポーツ施設協会と連携して、公園利用者に向けた遊具の貸し出しサービスを行います。親子で遊べる遊具を無料で貸し出し、利用者満足の向上と周辺の賑わいづくりに繋がります。“わらべ夢ひろば”を会場に、毎年行われる地域住民による夏まつりには、職員の派遣や机の貸し出し等の支援を行い、住民同士の交流と地域の盛り上げの一助とします。このほか、時季をみながら“わらべ夢ひろば”を会場とした屋外イベントを企画し、館内に限定しない周辺地域の賑わいの創出に努めます。

また、鳥取市内で開催される桜まつりや花のまつり、お城まつりといった公共性のある催しには、紙芝居劇場の出張口演を派遣する等の事業協力を引き続き行い、地域の活性化とまちなかの賑わいづくりに繋がります。

### (3) 文化事業実施についての基本方針

文化事業の実施に際しては、わらべ館のキャッチフレーズである「すべての子どもたちと子どもの心を忘れないすべての大人たちのために」をキーワードに、次の3点を事業運営の柱に据え、利用者に愛され親しまれる施設となるよう全力を注ぎます。

「童謡・唱歌とおもちゃ」をテーマとしたミュージアム

国の内外に誇りうる鳥取の重要な文化観光施設

子どもから高齢者までの重要な生涯学習施設

包括的な童謡文化の体験の場を広く一般に提供し、童謡、唱歌等を通じて特色ある地域文化の振興に資する童謡館の設置目的を果たすため、次に掲げる3つの事業を行います。

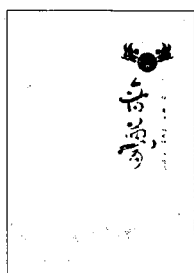
---

#### ア 童謡唱歌体験事業

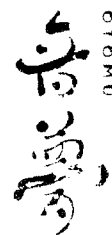
「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、童謡・唱歌に親しむ機会を提供するため、実際に童謡・唱歌を歌ったり聴いたりすることの出来る体験活動を実施します。童謡館で定期、臨時の唱歌教室を開催するほか、希望する団体や施設を募り、現地に出向いてのコンサートを実施するなどして、童謡・唱歌の普及と愛好者人口の拡大に努めます。出演者等には地元の音楽家を積極的に起用し、音楽活動の場を提供することにより地域文化の振興を図ります。

---

#### イ 調査研究、資料収集事業



「故郷」を作曲した岡野貞一や「言文一致唱歌」を提唱した田村虎蔵、大阪音楽大学を創立した永井幸次など、近現代において童謡・唱歌の著名な音楽家が輩出した「童謡・唱歌のふるさと鳥取」。その拠点施設としての情報発信を行うため、郷土の音楽家ゆかりの資料や童謡・唱歌全般に関する資料の収集を進め、童謡・唱歌専門員による調査研究を行います。また、年に一度、その年の活動の成果をまとめた研究情報誌『音夢（おとむ）』を発行します。



---

#### ウ 展示事業

「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、鳥取県が顕彰する14人の音楽家（岡野貞一、田村虎蔵、永井幸次、足羽章、稲葉谷猛、木村信之、小泉恵、鈴木義昶、高木東六、三上留吉、村尾義晴、保田正、杉谷代水、由木康）をはじめ鳥取県ゆかりの音楽家の業績を顕彰し、童謡・唱歌に対する興味関心を広く一般に喚起するため、常設展示に加えテーマを定めた企画展を開催します。併せてレクチャーコンサートや展示解説等の関連イベントも行い、企画展の見どころなどを分かりやすく伝えます。



#### （４）童謡館の資料収集、保管、公開及び利用に関する考え方

##### ア 資料収集に関する考え方

「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、鳥取県ゆかりの音楽家に関する資料のほか、音楽の教科書、童謡・唱歌の成立過程や歴史的な変遷に関する資料、現代の子どもの歌に関する資料等、童謡・唱歌に関する文化的、学術的資料全般を広く収集します。鳥取県ゆかりの音楽家の遺品等の資料については、鳥取の音楽家の顕彰施設として、遺族や関係者と連絡を取りながら寄贈や寄託を積極的に受け入れ、資料の散逸を防ぎます。

資料の収集に際しては、童謡・唱歌の調査研究と資料収集に当たる専任職員として、学芸員に相当する童謡・唱歌専門員を配置します。また、外部有識者で構成する資料収集委員会を設置し、年次計画による収集方針の決定、成果報告等を行うことにより、資料収集に外部の専門家を関与させ、ミュージアム機能の強化を図ります。

##### イ 保管に関する考え方

収集した資料は、収蔵資料データベースに登載して整理し、定期的な状態調査を行う等適切に管理します。保管に際しては、収蔵庫の温湿度管理を徹底する等、最適な保管環境の維持に努めます。展示中の資料については日々の巡回等により状態の確認を行い、異常を発見した場合には速やかに対処し、被害や損傷の拡大を防ぎます。また、収蔵庫は隔年で専門業者による燻蒸を行い、虫害やカビ等による資料の汚損を未然に防ぐべく、細心の注意を払います。

収蔵資料については、後世に伝える県民市民の大切な財産として認識し、可能な限り良好な状態で次の世代に引き継げるよう最大限配慮します。

##### ウ 公開及び利用に関する考え方

童謡・唱歌のミュージアムとして、また「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、鳥取県ゆかりの音楽家の遺品や童謡・唱歌全般に関する収集資料、研究成果等を一般に公開するこ



とで、老若男女を問わず童謡・唱歌に対する理解と関心を深められる場を提供します。収集した資料は、専門員による調査研究を進め、適宜に常設展や企画展で公開し、展示機能の充実に活用します。

収集資料の公開に際しては、普及啓発を最大の目標として常設展、企画展ともに入館料だけですべて観覧できるものとします。誰もが利用しやすいよう入館料は安価に設定するとともに、観覧の機会を多くするため、可能な限り多くの開館日を確保します。（平成 29 年度開館実績 351 日）。

#### （５） 調査研究についての考え方

岡野貞一、田村虎蔵、永井幸次など鳥取が生んだ音楽家の顕彰施設として、また「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、郷土の音楽家の足跡や業績、童謡・唱歌全般に関する調査研究に取り組み、知識と情報を集積し、ミュージアム機能の強化を図ります。

調査研究に際しては、専任職員である童謡・唱歌専門員を配置し、内部の専門家として育成します。専門員は、童謡館の収蔵品や新規収集資料の調査研究に取り組み、得られた知見や新しい情報を常設展示や企画展に反映し、研究情報誌『音夢（おとむ）』にまとめます。

調査研究は、資料収集委員会等を通して鳥取大学や島根大学など近隣の研究機関や音楽教諭等、外部有識者の意見も参考にしながら取り組みます。童謡・唱歌全般を扱う全国唯一の専門施設として、館外からの童謡・唱歌に関する問い合わせ等のレファレンスにも可能な限り対応し、調査研究の成果を社会に還元します。

#### （６） 童謡・唱歌をテーマとした文化事業に関する考え方

包括的な童謡文化の体験の場を広く一般に提供し「童謡、唱歌等を通じて特色ある地域文化の振興に資する」ため、次に掲げる事業を行います。

なお、多くの方に参加していただくため、館内で開催するイベント等の催しものは原則として入館料のみで参加できるものとします。受益者負担の観点から、入場料や材料代等の参加費を徴収する場合には、営利を目的とせず、必要最小限の料金に設定します。

---

#### ア 童謡・唱歌体験事業

「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、童謡・唱歌に親しむ機会を提供するため、実際に童謡・唱歌を歌ったり聴いたりすることの出来る体験活動を実施します。

---

#### （ア） 唱歌教室

昭和初期の尋常小学校を再現した童謡館の木造教室において、当時の「音楽」の教科である「唱歌」の模擬授業が体験できる唱歌教室を開催します。講師のオルガンに合わせ、岡野貞一や田村虎蔵の曲のほか季節の唱歌をうたいます。毎週土曜日に定例開催するほか、団体利用者の来館時には希望に応じて臨時開催を行い、広く唱歌に触れる機会を提供します。団体向けの唱歌教室では、わらべ館謹製のオリジナル唱歌集を教科書として使用し、希望者には廉価（200円）にて販売も行います。地域文化の発展のため講師には地元の音楽関係者を起用します。



開催場所	回数	事業費
木造教室	定例開催 60 日、 臨時開催 120 日	1,258 千円

#### (イ) 童謡コンサート

県内で活動する声楽家やピアニスト等の地元の音楽家を“わらべ館童謡・唱歌推進員”に任命



し、県内の保育園や小学校、県外の公共ホール等に二人一組で派遣します。わらべ館以外で童謡コンサートを開催することにより、普段わらべ館までなかなか来られない遠方の方にも童謡・唱歌の魅力に触れていただく機会を提供します。子どもから大人まで多くの方に参加していただくことにより童謡・唱歌の普及啓発を図ります。

平成 31 年度からは、いべんとほーるで行っているリハーサルを可能な範囲で公開方式に改め、希望者は誰でも無料でコンサートを観覧できるよう来館者へのサービスを拡充します。

開催場所	回数	事業費
県内の保育園や小学校、公民館 のほか公共ホール等	年間 15 会場 (県内 13、県外 2)	1,384 千円

#### (ウ) 童謡・唱歌普及事業

土日を中心に館内で童謡・唱歌を切り口としたさまざまなコンサートや音楽イベントを開催し、わらべ館への来館を促すとともに、利用者に童謡・唱歌の魅力を伝えます。参加体験型のイ

イベントを多く実施し、参加者の実体験に基づく生きた童謡・唱歌の普及に取り組みます。出演者には地元の音楽家や演奏グループを積極的に起用し、演奏活動の場を提供します。



また、いべんとほーるや近隣のホールを会場に、プロのアーティストやパフォーマーを招き、地方にあっては採算等の面で触れる機会の少ない高いレベルの演奏を低廉な価格で提供します。平成30年度より、わらべ館友の会のシニア会員制度がスタートしたことから、歌声喫茶などのシニア向けイベントの拡充にも力を入れます。

開催場所	回数	事業費
館内及び近隣の公共ホール等	土、日、祝日を中心に通年で開催	5,742 千円

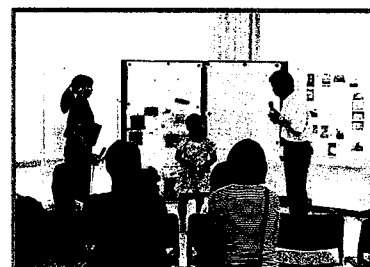
## イ 調査研究、資料収集事業

「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、郷土の音楽家ゆかりの資料や童謡・唱歌全般に関する資料の収集を進め、童謡・唱歌専門員による調査研究を行います。

### (ア) 調査研究事業

鳥取県ゆかりの音楽家をはじめ、童謡・唱歌全般に関する調査研究を進め「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、知識情報の集積を図ります。年一回開催する童謡・唱歌講演会には、第一線で活躍する研究者や有識者を招き、童謡・唱歌の貴重なエピソードや知られざる裏話を紹介します。また、一年間の活動の成果を研究情報誌『音夢（おとむ）』にまとめ、関連施設や教育機関、希望者に無償で配布します。

同時に、調査研究や資料収集の成果を活かして、幅広い世代への啓発普及を図ります。小中学生向けには、地域の大学の研究室の協力を得ながら行う「夏休み自由研究講座」や、専門員による体験プログラム「鳥取の音楽家について学ぼう！」等の開催、大人向けには鳥取市観光大学での鳥取の音楽家に関する講義等、年度ごとに効果的な手法を検討しながら啓発普及に取り組みます。



開催場所	回数	事業費
講演会：いべんとほーる 夏休み自由研究講座：ライブラリー	年1回、 夏休み期間中	1,713千円

(イ) 資料収集事業

年度ごとの資料収集方針に沿って計画的な資料収集を進め「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設としての機能の強化、顕彰施設としての内容の充実を図ります。大学教授や音楽教諭等の外部の有識者からなる資料収集委員会を組織し、資料収集方針の策定等に外部の専門家の視点を取り入れます。

資料収集の基本方針としては、郷土の音楽家にまつわる資料を積極的に収集するとともに、現代の子どもがうたである小中学校の音楽教科書を重点的に収集します。

童謡・唱歌に特化した常設展示を持つ国内唯一の施設として、収蔵資料の充実に努め、童謡館展示のより一層の内容の充実を図ります。

開催場所	回数	事業費
古書店からの買い入れ、個人や団体等からの寄贈等	通年	1,127千円

ウ 展示事業

「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、鳥取県ゆかりの音楽家の業績を顕彰し、童謡・唱歌に対する興味関心を広く一般に喚起するため、常設展示に加えテーマを定めた企画展を開催します。

(ア) 企画展

作品の発表年や音楽家の生没年等、その年々に節目を迎える作品や音楽家を題材に、専門員が定めたテーマに沿って年3回の企画展を開催します。収集した資料の中で、調査研究の成果が発表できるものについては、企画展の中で取り上げます。また企画展の関連イベントとして、テーマに合わせたミニコンサート等を実施し、多くの方に企画展を見に来ていただけるよう工夫します。



### 31 年度企画展の予定

滝廉太郎（生誕 140 年）ほか

開催場所	回数	事業費
うたの広場	3回	—

※事業費については、調査研究事業と共用とします。

## 工 基金事業



鳥取県立童謡館基金を財源に、童謡・唱歌の魅力を伝えるさまざまな文化事業を実施します。平成 31 年度は「500 人の歌声喫茶（仮）」と題し、これまでいべんとほーるで開催してきた人気イベント「歌声喫茶」の規模を拡大して開催します。歌声喫茶は、会場からのリクエストを織り交ぜながら参加者全員でなつかしの童謡・唱歌や往年の流行歌を歌い交わす催しで、皆でひとつのうたを歌う連帯感が幅広い世代に支持されています。

### （7）鳥取市立鳥取世界おもちゃ館と共同で実施する事業に関する考え方

童謡館と鳥取世界おもちゃ館を一元的に管理するメリットを活かし「わらべ館」として、両館の魅力を伝える事業と広報事業を行います。童謡・唱歌とおもちゃの相乗効果による利用促進を図り、館内利用を通じた幅広い層への童謡・唱歌とおもちゃ文化の一体的な普及を目指します。

本事業は、指定管理委託料を財源とせず、法人の収入とすることになっている入館料収益等の文化事業収益をわらべ館の利用促進のため事業費として再投下します。

## ア 入館促進事業

自転車の荷台に載せた昔ながらの紙芝居や親子で楽しめる舞台や映画の上映、鉄道模型の展示等、世代を問わず楽しめるわらべ館ならではの魅力溢れるイベントを開催し、わらべ館への誘客を図ります。プロの出演者だけでなく地元のパフォーマー、職員による歌やパネルシアター、ボードゲームや工作などを織り交ぜながら、季節の行事や催しに合わせたタイムリーな参加型イベントを開催します。



また、紙芝居やわらべうたあそび等の登録ボランティアによる少人数対象のミニイベントを毎週開催し、日々気軽にわらべ館に足を運んでもらえるよう工夫します。

わらべ館オリジナルグッズの手ぬぐいを 1 本 800 円で販売し、売上は事業費に充当します。

開催場所	回数	事業費
いべんとほーる、エントランスホール等	通年	1,702 千円

## イ 広報事業

旅行情報誌やフリーペーパー、インターネット等の各種媒体を通じて、県内外に向けたわらべ館の紹介やイベント情報の告知を行い、知名度の向上と利用促進を図ります。県東部の園児や小学生、友の会の会員に向けては2か月に1回、GWや夏休み前には全県下の園児と小学生にイベントカレンダーを送付してイベント情報の告知を行います。

また、鳥取砂丘や市内の宿泊施設等に積極的に入館割引券の設置を行い、県東部地域を訪れる観光客に対し誘客を図ります。GWや夏休みに多くなる県外客に向けては、関西圏のファミリー層をターゲットに、旅行情報誌や旅行サイト等に館の認知度アップに向けた広告を出稿します。

対象	回数	事業費
県内外のファミリー層とシニア世代の団体客	通年	6,378 千円

## (8) 関係機関との連携した取組

大学等の教育機関や有識者、童謡・唱歌に関係の深い施設や団体と連携し、ネットワーク作りを進め「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として機能拡充に取り組みます。

また、館が行う教育普及事業の一つとして、大学等から学芸員資格取得のための博物館実習生の受け入れを行います。(平成30年度受け入れ実績2名)。

### <主な取り組み事例>

- ・全国各地の童謡、唱歌の作詞家や作曲家をテーマとした記念館等との交流や情報交換、資料の貸し借り等。
- ・島根大学教育学部(音楽教育連携推進室)との小学生を対象とした夏休み自由研究講座の共同開催や毎年発行する童謡・唱歌研究情報誌『音夢』の編集等、文化事業への協力。
- ・鳥取大学や鳥取短期大学など県内の大学等との連携イベントの共催等。

- ・県内の合唱団や音楽グループ等との連携イベントの共催等。
- ・地域のNPO法人等との参加型・鑑賞型イベント事業の企画協力等。
- ・鳥取砂丘こどもの国やとっとり花回廊との入館料の相互割引による利用促進。
- ・鳥取県ミュージアム・ネットワーク加盟館同士の入館料の相互割引等による利用促進。

このほか施設の社会的役割を果たすため、地域住民、文化団体、学校教育機関等と連携した事業の実施に積極的に取り組みます。

## 2-2 管理の基準

### (1) 開館時間の設定

子どもから高齢者まで楽しんでいただける健全な文化観光施設としての観点から、開館時間を設定します。開館時間は、午前9時から午後5時（多目的ホールの利用にあっては午後9時）までとします。

ただし、連休及び夏期の開館時間については、利用者サービスの向上を図るため、過去の実績やニーズを踏まえて開館時間の延長を実施します。平成31年度は次のとおり開館延長します。

#### 平成31年度開館延長

- 平成31年5月3日（金・祝）～5月6日（月・振）は、朝8時から開館
- 平成31年8月10日（土）～8月15日（木）は、朝8時から開館

平成32年度以降の開館延長期間は、年度ごとに作成する事業計画書により、あらためて提出します。

### (2) 休館日の設定

休館日の設定については、多くの方に施設を利用していただくため、原則として施設設備の保守点検やメンテナンス等に必要最小限の日数のみを休館とし、次のとおり設定します。

#### ➢ 8月を除く毎月第3水曜日

（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）に当たるときは、その直後の休日でない日）

➤ 12月29日から翌年1月1日までの日

### (3) 利用料金の設定

管理施設の利用料金については、公立の施設として広く一般の利用に供するため、低廉な料金とし、以下のとおり設定します。

なお、平成31年10月に予定されている消費税及び地方消費税の引き上げには、次のとおり対応します。

- 童謡館及び鳥取世界おもちゃ館の入館料は、平成31年10月の消費税の10%への引き上げが予定どおり施行された場合であっても、企業努力により現行の入館料のまま据え置きます。
- 多目的ホール利用料は、消費税が引き上げられた場合には、次のイに記載するとおり利用料金の改定を行います。ピアノ、マイク等の設備使用料は、企業努力により料金を据え置きます。

#### <鳥取県立童謡館>

##### ア 入館料【消費税 8%→10%】

区 分	金 額
個人(学生又は一般人に限る。)	1人1回につき 250円
団体(学生又は一般人の団体であって20人以上のものに限る。)	1人1回につき 200円

##### イ 多目的ホール利用料【消費税 8%→10%】

区 分	金 額【8%】	金 額【10%】
午前	1回につき 1,880円	1回につき 1,910円
午後	1回につき 3,760円	1回につき 3,820円
夜間	1回につき 4,710円	1回につき 4,790円



午前・午後	1回につき 5,650円	1回につき 5,730円
午後・夜間	1回につき 8,480円	1回につき 8,610円
全日	1回につき 9,430円	1回につき 10,520円

備考

- この表において「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までを、「午前・午後」とは午前9時から午後5時までを、「午後・夜間」とは午後1時から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までをいいます。
- 多目的ホールを正午から午後1時まで(午前・午後又は全日の利用をする場合を除く。)または午後5時から午後6時まで(午後・夜間又は全日の利用をする場合を除く。)の間に利用する場合の延長利用料の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して次のとおりとします。

※延長利用料の額

区 分	金 額
正午から午後1時までの間に利用するとき	1時間当たりの午前の利用料の額の100分の120の額
午後5時から午後6時までの間に利用するとき	1時間当たりの午後の利用料の額の100分の120の額

- いべんとほーるを利用する場合において、冷房または暖房を使用したときは、この表に定める利用料の額に、それぞれの区分に定める利用料の額の2割に相当する額を加算するものとします。

ウ 設備使用料【消費税 8%→10%】

設備名	設置数量	利用料(1時間あたり)	
		単位	金額(円)
ピアノ	1	台	400
マイク	6	本	100
LDプレイヤー	1	台	250

CDラジカセ	1	台	250
DVDデッキ	1	台	250
CD・MDデッキ	1	台	250
持ち込み電源	-	Kw	50
パソコンプロジェクター	1	台	450

### <鳥取市立鳥取世界おもちゃ館>

#### エ 入館料【消費税 8%→10%】

区分	金額
個人(学生又は一般人に限る。)	1人1回につき 250円
団体(学生又は一般人の団体であって20人以上のものに限る。)	1人1回につき 200円

※ただし、鳥取県立童謡館及び鳥取市立鳥取世界おもちゃ館いずれか一方のみの利用は、できないものとします。

#### (4) 利用料金の減免設定

ア 次の考え方により、利用料金を減免します。

- (ア) 子どもの社会教育施設であることから、高校生以下は入館料を無料とします。
- (イ) 社会参加の促進を図るため、障がい者及びその介護者並びに介護保険制度による要介護者、要支援者及びその介護者は入館料を無料とします。
- (ウ) 外国人観光客等の増加を図るため、すべての外国人観光客の入館料を半額とします。
- (エ) わらべ館の開館を記念して、また県政に対する協力及び住民サービスとして以下の日を無料入館日とします。

#### 平成31年度入館無料の日

わらべ館創立日(7月7日)、とっとり県民の日(9月12日)、  
関西文化の日(11月)のうちの館長の指定する日。

(オ) このほか、次に挙げる場合にも利用料金を減免します。

項 目	減免率
a 多目的ホールを専ら練習又は準備のために利用するとき。	利用料金の1/2
b 多目的ホールを学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第124条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童又は生徒(以下「生徒等」という。)が行う公演、生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。	利用料金の全額免除
<p>c 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けた者、その他知事又は市長が定める基準に該当する心身に障がいをもつ者(以下「障がい者等」という。)及びその介護者が利用するとき(多目的ホールを利用する場合にあっては、障がい者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。)</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)及びその介護者が利用するとき(多目的ホールを利用する場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。)</p> <p>(a) 入館するとき</p> <p>(b) 多目的ホールを利用する場合で、来場者が特定されているとき</p> <p>ア 来場者全体に占める障がい者等及び要介護者等及びその介護者の割合が2分の1以上のとき</p> <p>イ 来場者全体に占める障がい者等及び要介護者等及びその介護者の割合が2分の1未満のとき</p> <p>(c) 多目的ホールを利用する場合で、来場者が特定されていないとき</p>	<p>入館料の全額免除</p> <p>利用料金の全額免除</p> <p>利用料金の半額免除</p> <p>利用料金の全額免除</p>

d 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設、若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院、第38条に規定する母子生活支援施設、第39条第1項に規定する保育所、第41条に規定する児童養護施設又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの（以下「学校」という。）の引率者が学校等の行事で入館するとき。	入館料の全額免除
e 旅行業関係者が添乗員として入館するとき。	入館料の全額免除
f 旅行者、学校関係者が下見のために入館するとき。	入館料の全額免除
g わらべ館友の会会員が入館するとき。	入館料の全額免除
h わらべ館友の会会員の同行者が入館するとき（同行者5名まで）。	入館料の2割免除
i 外国人観光客等が入館するとき。	利用料金の1/2
j わらべ館創立日（7月7日）及びとっとり県民の日、関西文化の日の館長の指定する日に入館するとき。	入館料の全額免除
k 理事、評議員などが、わらべ館の運営のため入館するとき。	入館料の全額免除
l その他教育、学術及び文化の振興を図るため館長が特に必要があると認めたととき。	入館料の全額免除

イ 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合等、入館促進のため館長が特に必要があると認めるときは利用料金を減免するものとします。この場合において、減免率は入館料の2割とします。

(ア) 鳥取県または鳥取市が主催、共催等する観光客を誘致するためのキャンペーンの参加者が入館する場合

(イ) 旅行者等々の企画する、わらべ館を立ち寄り先とした旅行商品の利用者が入館する場合

- 
- (ウ) 鳥取市内で開催される全国規模のイベント及び複数県が参加する会議の開催期間中とその前後の日に、参加者が入館する場合
  - (エ) 雑誌やインターネット等に入館割引券を付した広告を掲載し、その割引券を持参した者が入館する場合
  - (オ) 誘客のため近隣の類似施設等に入館割引券を設置し、その割引券を持参した者が入館する場合
  - (カ) 前各号に定めるもののほか、利用料金を減免することで、利用者の増加や宣伝効果が見込めると館長が判断する場合

## (5) 施設の利用促進

---

### ア 利用促進の基本方針

童謡・唱歌とおもちゃのミュージアムとして、子どもから年配の方まで世代を問わず利用していただけるよう、年間を通して魅力ある展示やイベントを実施し、利用の促進を図ります。遊びながら学べる文化観光施設として、童謡館と鳥取世界おもちゃ館のそれぞれの良さを活かしながら、一体となって利用促進を図ります。

わらべ館の利用促進を図る上での最重要課題は、ソフトである文化事業の充実だと考えています。文化観光施設として、専門性の発揮された企画展や講演会だけでなく、誘客に繋がるさまざまなイベントを提供することにより、童謡・唱歌とおもちゃに対する興味関心を広く社会に喚起し、ハードである館内展示と一体となった総合的な文化振興を図っていきたいと考えています。

---

### イ 利用促進のターゲット

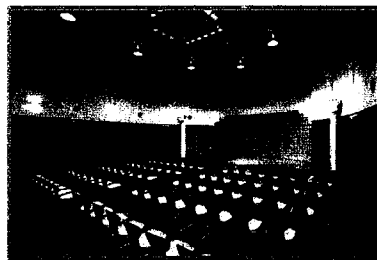
施設の利用促進に関しては、メインターゲットを利用者の半数以上を占めるファミリー層、特に小学校入学前後の子どもを連れた親子に設定し、この層に向けた文化事業を重点的に実施します。また、少子高齢化により潜在的な利用者の母数の減少が予想されることから、平成30年度に新設した友の会シニア会員制度の広報やシニア向けイベントの拡充などにより、新たな利用者層の開拓と利用の定着に取り組みます。

団体利用については、園児や小学生の遠足旅行、シニア世代の団体旅行が特に多いため、前者については園や学校行事等での利用が無料であることの周知、後者については高齢者に人気の高い唱歌教室を活用した旅行会社等へのPRによって利用の促進を図ります。

---

### ウ 多目的ホール

童謡館多目的ホールの利用促進については、わらべ館主催事業の会場として積極的に利用するほか、低廉な利用料金や程良い収容人員をホームページ等により広くPRして一般利用者の増加に努めます。また、鳥取県が運営する「とっとり施設予約サービス」を活用して、インターネット上で手軽に施設の空き状況が確認できるよう設定し、施設稼働率の向上を目指します。



---

## エ 広報の充実

イベントカレンダーの定期的な発行を基本として、ホームページやスタッフブログ、Instagram等のSNSによりタイムリーなわらべ館情報の発信を行います。わらべ館の認知度アップのため、県内外の観光情報誌やフリーペーパー、外部サイト等に広告を掲載し、世代を問わず楽しめる鳥取県東部の主要な文化観光施設として誘致誘客に取り組みます。

---

## オ 類似施設等との連携

県内の類似施設のほか、近隣の文化施設や観光施設と連携して利用促進に当たります。鳥取砂丘こどもの国やとっとり花回廊とは、年間パスポート券購入者の利用料相互割引など、連携して誘客に取り組みます。また、鳥取県ミュージアム・ネットワークの制度である、加盟館それぞれの入館チケットや年間パスポート券の提示により相互に特典が受けられる仕組みを活用して利用の促進を図ります。

1階のレストスペースには、県内の類似施設等から送られてきたイベント情報や観光スポット情報、子育て支援情報等を紹介するコーナーを設け、公衆無線LANを提供するなどして、文化観光情報等の収集スポットとして利用者の便益に供します。

また、利用者へのサービス向上、社会事業の支援のため、利用者から要望の多かった軽食（パン）の販売を、障害者就業支援事業等を行っているNPO法人鳥取青少年ピアサポートの協力の下、土日を中心に引き続き行います。

## （6） 個人情報の保護への対応

---

### ア 個人情報の管理体制

個人情報保護法及び鳥取県個人情報保護条例並びに鳥取市個人情報保護条例の趣旨を尊重し、財団の「個人情報管理要領」及び「特定個人情報（マイナンバー）取扱要領」に基づき、友の会の会員やイベント参加者に関する個人情報等、財団が保有する個人情報を適切に管理します。個人情報の管理体制は、継続的に見直しを行い、最適な状態で管理ができるよう取り組みます。

---

## イ 個人情報の対応方針

個人情報の保護に関して「個人情報管理要領」及び「特定個人情報（マイナンバー）取扱要領」を整備しており、引き続き情報管理を徹底します。研修を通して個人情報の取り扱いに関する職員のコンプライアンス意識を高めるとともに、以下の個人情報保護方針をホームページに掲載し、対外的にも個人情報の取り扱い基本方針を明示します。

---

### （ア）個人情報の取得

財団は、個人情報の収集に際して利用目的を明示するとともに、適切な手段によって必要最小限度の個人情報を取得いたします。

---

### （イ）個人情報の利用

財団は、取得した個人情報を、利用目的の範囲内で利用いたします。

---

### （ウ）個人情報の第三者への提供

財団は、以下のいずれかに該当する場合を除き、個人情報の第三者への提供はいたしません。

- a 本人の同意がある場合
- b 業務上必要な場合において、業務委託先等に提供する場合。なお、この場合は、個人情報の適切な管理が行われるよう必要な措置を講じます。
- c 法令に基づく照会等の他、社会通念に照らして正当な理由があると財団が認める場合

---

### （エ）個人情報の安全管理

財団は、個人情報への不正アクセスならびに個人情報の紛失、改ざん、漏洩等を防止するため、必要な安全対策を講じ、適切な管理に努めます。

---

### （オ）個人情報の開示・訂正、利用停止等

財団は、本人または正当な代理人が個人情報の開示・訂正・利用停止等を希望される場合には、可能な限り速やかに対応いたします。

---

### （カ）安全性確保の取り組み

財団は、個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じて見直しを行い、継続的な改善に努めます。

---

## （7）情報の公開についての対応

鳥取県情報公開条例及び鳥取市情報公開条例の趣旨を尊重するとともに財団の「情報公開規程」に基づき、適正に情報を公開します。公開請求の有無にかかわらず、毎年の事業計画や予算決算の状

況、事業実施状況等の童謡館及び鳥取世界おもちゃ館の管理に係る情報は、ホームページや開架資料により公開し、誰でも閲覧のできる状態にします。

情報の開示請求を受けた際には、財団規程に照らし、個人情報や第三者の利益の侵害のおそれがある場合など例外規定に抵触する場合を除いて、速やかに開示を行います。

また、公立施設を管理する公益法人として透明性のある法人運営に努め、役員一覧や役員報酬の支給基準等をホームページや開架資料、NOPODAS（非営利法人データベースシステム）により外部に公開します。

## 2-3 施設設備の維持管理業務について

### (1) 利用者の快適で安全な利用及び施設設備の長期安定使用のための維持管理の考え方・対応

利用者の快適性と安全性の確保、施設設備の正常稼働は、わらべ館運営の根本となる部分であり、絶対条件であると考えています。利用者にとって安全安心なわらべ館、居心地が良く快適なわらべ館を維持していくため、法令等に基づく各種点検を確実に実施するとともに、職員による日々の巡回を行い、全ての基本とします。

午前と午後の定時そして利用者の多い時間帯等に館内外を巡回し、異常箇所や利用者 に不便を掛けている箇所がないか点検します。また別途に、施設担当者は電気室や機械室等を見回り、日々の電力や水道等の使用量を計測し、同時に施設設備の劣化、破損、腐食、漏水等がないかチェックします。異常があれば速やかに対応するとともに、重大なものについては直ちに鳥取県及び鳥取市に連絡し善後策を協議します。

安全で快適な館内環境を保つため、定期的に空気環境測定、飲料水水質定期検査、残留塩素測定、飲料水受水槽清掃、衛生害虫駆除等を行います。出入り口等には手指消毒液を設置し、幼児の利用も多い施設として感染症の予防にも配慮します。また、美観維持と環境整備のため敷地内の四季の花の植え替えや樹木の剪定、病害虫の駆除、滝の清掃等を行い適切に管理します。鳥取県認定禁煙施設として、館内完全禁煙の徹底を図ります。

### (2) 施設設備の保守点検、清掃、保安警備等の業務遂行にあたっての基本的な考え方

#### ア 施設設備の保守点検の考え方



施設設備の正常稼働は、わらべ館運営の要であり根幹となる部分であると考えています。館の運営に重大な影響を及ぼす設備等については、予防保全の観点に基づき、館の運営に支障を来さないよう協定書及び仕様書の定めに従い適正に維持管理します。

機器の正常稼働を担保し故障や不具合の発生を未然に防ぐため、建築基準法に基づく施設や設備等の法定点検のほか、機器の性能、機能の保持のための点検や動作確認を計画的に実施します。機器類の稼働状況のうち重要なものについては日々運転記録を取り、安定使用に向け状態の把握に努めます。施設設備の状況については、設置者である鳥取県や鳥取市と認識を共有できるよう、必要に応じ適宜連絡報告を行います。

---

#### イ 清掃の考え方

清潔な館内環境の保持は、わらべ館のブランドイメージに直接的な影響を与えるため、館内清掃には特に配慮します。日々の清掃により館内外の美観を維持するとともに、休館日を利用し照明器具や展示ケース内など日常的に清掃を行えない箇所の特別清掃を行います。

施設の特性上、衛生面で高い水準が要求される幼児連れの利用も多いことから、衛生管理にも特段の注意を払います。アルコール消毒液の設置による手洗いの励行のほか、館内での幼児のお漏らしや嘔吐が少なくないため、清掃業者と連携して速やかに対処し、利用者に不快の念を抱かせることのないよう配慮して快適な館内環境を保ちます。

---

#### ウ 保安警備の考え方

安全安心は管理運営の大前提であることから、利用者が安心してわらべ館を利用できるよう防犯、防災には最大限取り組みます。定時また随時の巡回により、不審者や不審物等の発見に努めるとともに、利用者からの直接的な通報や連絡に対応します。

職員には毎年防犯訓練を実施し、いざというときの対応を学びます。万が一の際には、利用者の安全確保を第一に、避難誘導や警察への通報など必要な措置を講じます。職員が不在になる夜間や年末年始の休館時は、警備会社に機械警備を委託し、保安警備に万全を期します。

#### (3) 維持管理業務に係る経費積算の考え方

維持管理業務に係る経費は、直近5年程度の過去の実績額を基に、年度ごとの個別の事象等を勘案して予算計上します。施設設備の維持管理に要する業務は、施設管理費として文化事業の実施に要する費用とは明確に区分して経理します。施設管理費は内訳ごとに毎年見直しを行い、指名競争入札の実施や外部委託業務の再検討等により、経常費用の節減に努めます。

施設設備の維持管理に際しては中長期的な視点に立ち、現在の施設設備を可能な限り長く、経済的に使用するため、メンテナンスを通じた施設設備の長寿命化やトータルコストの削減に取り組みます。

#### (4) 駐車場の管理に関する考え方

地下駐車場に関しても館内同様に定期的な見回りを実施し、不審者や不審物の発見、子どもの遊び場になっていないか等をチェックして場内での事件事故の防止に努めます。夜間はシャッターを降ろして目的外利用を防ぐとともに、駐輪場を施錠して防犯対策を講じます。

利用者からは、しばしば地下駐車場にどうやって行ったらいいか分からないとの声があるため、通りからの経路を記したマップを作成して受付や事務所で配布し、多くの方に利用していただけるよう工夫します。

鳥取市の市営駐車場である屋外駐車場については、鳥取市や市が委託する管理業者と連携しながら、わらべ館利用者に対する駐車券の無料化サービス等を提供します。スムーズにわらべ館を利用いただけるよう、利用者の立場に立って可能な限り対応を行います。

#### (5) 外部委託する業務内容とその考え方

---

##### ア 外部委託する業務の考え方

わらべ館の運営に必要な業務のうち、業務遂行に要するコストや専門技術等を勘案し、財団が直接その業務を行うよりも外部に業務を委託した方が経済的、技術的に有利、または童謡とおもちゃの文化振興に有益であると館長が判断する場合には、一部業務の外部委託を行います。

---

##### イ 外部委託する業務内容

(ア) 施設の維持管理に関する業務のうち、その遂行に際して専門的な技術や技能を要する業務

清掃や警備、特殊な機器の保守点検業務等。

(イ) 文化事業の実施に関する業務のうち、その遂行に際して専門的な技術や技能を要する業務

公演の出演やプロモート、音響業務等。

(ウ) その他館の運営に必要な業務のうち、外部に委託した方がより経済的、技術的に有利、または童謡・唱歌とおもちゃの文化振興に有益であると館長が判断する業務

ホームページの維持管理、デザインの制作業務等。

## (6) 委託先選定方法

委託先の選定は、特殊な技術知識を要するものや少額のものを除き、原則として指名競争入札により行い、経費の節減に努めます。内容的に可能なものは、複数年契約を締結してトータルコストの削減に取り組めます。

また、鳥取県産業振興条例の主旨を尊重し、県内産業の健全な発展を支援するため特殊な技術や知識を要するものを除いて、原則として県内に本支店等を有する事業者に業務委託や発注を優先して行います。

## (7) 委託、工事請負の発注予定

### ア 発注予定

種別	内容	期間	金額 (概算) 単位： 千円	発注 先	選定 方法	県外事業者へ発注する必要がある場合はその理由
清掃及び建築物衛生管理業務	清掃、空気環境測定、水質検査等	H31.4.1～ H36.3.31		県内	指名	
空調及び衛生設備保守点検業務	空調設備の保守点検等	H31.4.1～ H36.3.31		県内	指名	
消防用設備保守点検業務	消防法に基づく設備点検等	H31.4.1～ H36.3.31		県内	指名	
エレベーター保守点検業務	建築基準法に基づく保守点検等	H31.4.1～ H36.3.31		県内	随契	
自動扉保守点検業務	保守点検	H31.4.1～ H36.3.31		県内	指名	
自家用電気工作物保安業務	電気事業法に基づく保守点検等	H31.4.1～ H36.3.31		県内	随契	
庭園管理業務	植栽の管理等	H31.4.1～ H36.3.31		県内	指名	

警備業務	夜間等の機械警備	H31.4.1～ H36.3.31	県内	指名	
不可燃物清掃委託業務	事業所ゴミの処分等	H31.4.1～ H36.3.31	県内	随契	
展示装置保守点検業務	展示機器「11人の音楽家」の保守点検	H31 年度中	県内	随契	
展示装置保守点検業務	木造教室、茅葺き民家の映像音声制御装置の保守点検	H31 年度中	県内	随契	
からくり時計定期点検業務	からくり時計の保守点検	H31 年度中	県外	随契	設置者であり設備に対する専門知識が必要。
からくり時計足場設営業務	点検に伴う足場の設営、撤去	H31 年度中	県内	随契	
建築設備定期点検	建築基準法に基づく設備点検	H31 年度中	県内	随契	
ガス燻蒸業務	収蔵庫のガス燻蒸	H31 年度中	県内	随契	
館内清掃保守点検業務	茅葺き屋根清掃、展示ケース内清掃ほか	H31 年度中	県内	随契	
ステーションヴィーナス保守点検業務	自動からくりの保守点検	H31 年度中	県外	随契	特殊な機械であり制作者に発注するもの。
館内調光機器保守点検業務	調光機器の保守点検	H31 年度中	県内	随契	
アコーディオンハウス保守点検	2階大型遊具の保守点検	H31 年度中	県外	随契	特殊な機械であり制作者に発注するもの。
雨水管高圧水洗浄点検業務	雨水排水管の洗浄と点検	H31 年度中	県内	随契	

汚水管高圧水 洗浄点検業務	汚水排水管の 洗浄と点検	H31 年度 中		県内	随契	
館内メカ装置 保守点検	2階からくり 機器の保守点 検	H31 年度中		県外	随契	特殊な機械であ り制作者に発注 するもの。
鍵盤楽器保守 点検	フォイリッヒ ピアノ等定期 点検	H31 年度中		県内	随契	
自動販売機設 置業務（鳥取 市専有部分）	レストスパー スへの自動販 売機設置	H31.4.1～ H36.3.31		県内	指名	
わらべ館 HP 保守業務	わらべ館 HP の保守管理と 部分改修	H31 年度中		県内	随契	
おもちゃワー ルド（夏編）	おもちゃのレ ンタル、会場 設営	H31 年度夏		県外	随契	規模に対応でき る同業他社が県 内にない。
おもちゃワー ルド（冬編）	おもちゃのレ ンタル、会場 設営	H31 年度冬		県外	随契	規模に対応でき る同業他社が県 内にない。

イ 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定

種 別	内 容	期 間	金額 (概算) 単位： 千円	発注 先	選定 方法	県外事業者へ発 注する必要がある 場合はその理 由
おもちゃワー ルド（夏編） 当番業務	会場内の安全 確保、片付け 等	H31 年度夏	200	シル バー	随契	
おもちゃワー ルド（冬編） 当番業務	会場内の安全 確保、片付け 等	H31 年度冬	200	シル バー	随契	

土日等のパン販売業務	レストスペースでのパン販売（青空市場方式）	H31 年度中	—	障がい者就労	随契	
------------	-----------------------	---------	---	--------	----	--

#### （８） 省エネルギー・省資源に対する取組

こまめな冷暖房の管理や消灯の実施、事務室の昼休憩の消灯、パソコンの省エネモードの利用、コピー紙の裏面使用、館用車のアイドリングストップ、近場の自転車利用、クールビズウォームビズの実施等に取り組んでおり、経費節減と併せて今後も省エネルギー及び環境への配慮に努めます。

館内の照明器具については、置き換え可能な箇所のLED化を段階的に進めており、省エネルギー省資源の観点から引き続き積極的に取り組みます。

### 2-4 事故・事件の防止措置、緊急時の対応等

#### （１） 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

定時及び随時に職員が館内巡回を行い、不審者や不審物などのほか館内の異常発見に努め、事件事故の未然防止に全力を尽くします。日頃から来館者への声掛けを積極的に行ってコミュニケーションを図り、利用者から気になる点などを聞き取りして、大事故に至る前のヒヤリハットの段階で事故の芽を摘めるよう取り組みます。職員に対しては毎年鳥取消防局や鳥取県警から講師を招いて研修を実施し、救急救命や防犯対策等とっさの対応方法を学びます。



職員が不在となる夜間や年末年始（12月29日～1月1日）は、警備会社に警備を委託して保安警備に万全を期します。

#### （２） 事故・緊急時の体制・対応

万が一事故等が発生した場合には、利用者の安全確保を最優先事項として事に当たり、必要に応じて速やかに119番、110番の緊急通報を行います。非常事態においても臨機に必要な行動が取れるよう、防犯や防災に関する対応マニュアルを整備して適宜内容の見直しを行うとともに、Jアラート等も活用しながら実践的な職員研修を毎年実施します。

事故や災害の発生時には館長をトップとする対策本部を直ちに立ち上げ、各階の避難誘導や避難経路の確保、現場対策、通報や情報収集など組織的に対応します。開館日には役職者を少なくとも1名配置し、館長不在時の非常の際の即応責任者とします。

万一の際の備えとして、公益財団法人日本博物館協会が斡旋する博物館総合保険に加入します。応募申請書提出日現在の加入状況は次のとおりです。

項目		保険金額（賠償限度額）
賠償責任保険制度	対人賠償	1名につき 1億円
		1事故につき 10億円
	対物賠償	1事故につき 5,000万円
見舞金制度	死亡	被災者1名につき 50万円
	後遺障害	被災者1名につき 2～50万円
	入院	被災者1名につき 2～10万円
	通院	被災者1名につき 1～5万円

### （3）利用者等の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

利用者からいただく苦情は、施設利用時の不具合や職員の対応に起因するものが大半であることから、こまめな館内巡回により備品や設備の状態を常にチェックし、整理整頓を心掛け、不備等があれば速やかに補充や修繕等を行います。また、全職員を対象とした接客研修を毎年実施して接客スキルの向上を図り、職員誰もが利用者の立場に立ったホスピタリティを発揮できるよう、館全体で取り組みます。

利用者からの苦情に繋がらないよう、館内の利用環境や接客態度には常に配慮いたしますが、苦情をいただいた際には真摯に受け止め、誠意を持って対応いたします。苦情の際にはクレームに至った原因や経緯を調査し、再発防止に努めるとともに、適切に対応して業務の改善に繋がります。速やかな対応が可能なものについては直ちに改善し、困難なものについては可能な限りの対応を行ったうえで、根本的な解決が難しい理由を利用者に説明し、理解を求めるなど誠実に対応します。

### （4）その他

自動販売機は、利用者サービスのため外部委託により1Fレストスペースに飲料とアイス（予定）の自動販売機を設置します。

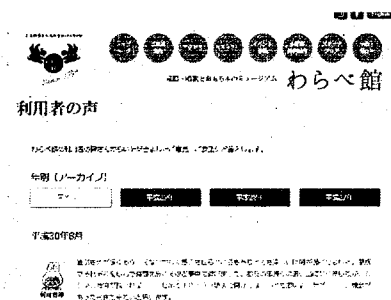
AED（自動体外式除細動器）は、マニュアルに従って毎年点検し、パッド等の消耗品を定期的に交換します。全職員を対象にAEDを使った救急救命訓練を毎年実施し、非常時に遅滞なく使用できるよう実践的なトレーニングを施します。

地震等の大規模災害や武力攻撃事態等、緊急的な対応が必要とされる事態にあつては、利用者の安全確保のため直ちに必要な措置を講じるとともに、非常時の運営方策について鳥取県及び鳥取市の指示を仰ぎます。

## 2-5 利用者等の要望の把握方法及び対応についての方針

館内アンケートやイベントごとのアンケート等を活用し、利用者の要望の把握に努めます。受付付近の目立つ場所にご意見、ご提案箱を設置して、利用者が自由に意見や要望を伝えられる環境を整えます。またホームページからは随時に、ご意見ご要望を送信できるものとします。

利用者からのご意見ご要望は、苦言も含めて更なるサービス充実のための契機と捉え、誠意を持って対応し、以後の業務運営に活かします。いただいた内容は「利用者の声」として館からの回答とともにホームページに掲載します。内容的に重要なものについては鳥取県または鳥取市に報告し、より愛される施設となるよう取り組みます。



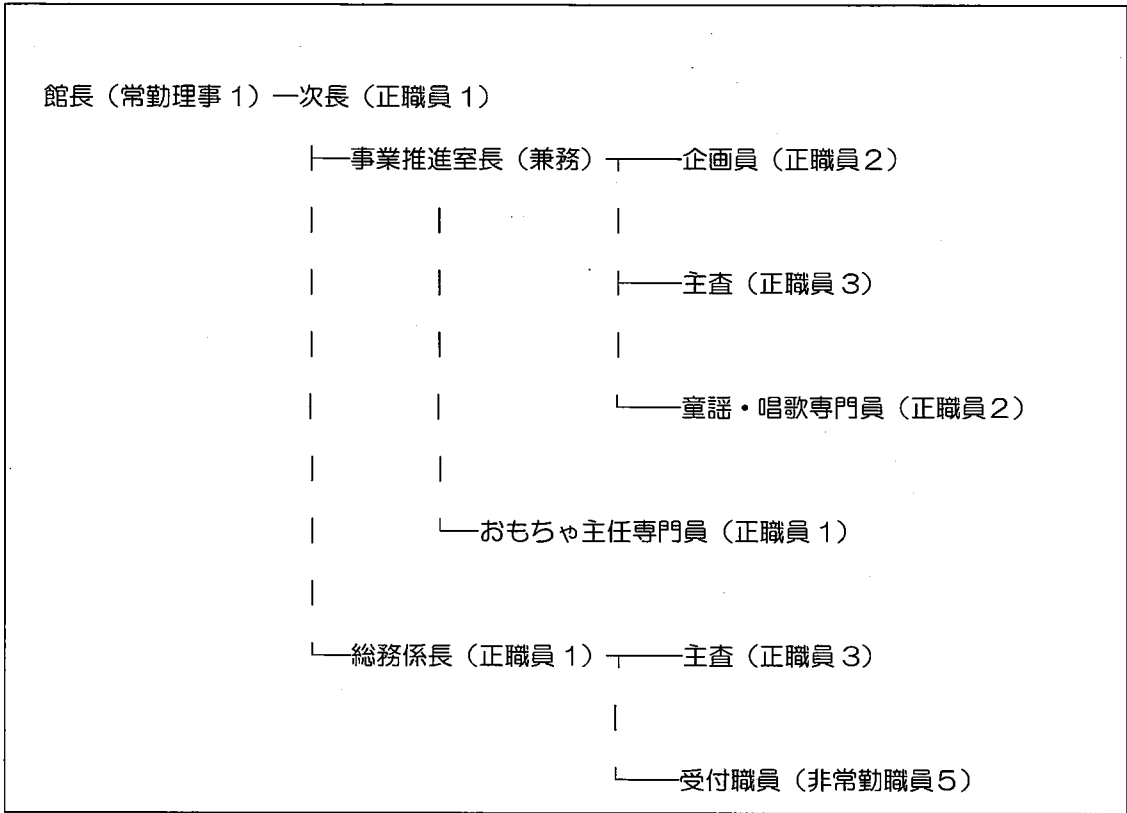
## 3-1 組織及び職員の配置等

### (1) 管理運営の組織

#### ア 組織図

館長（常勤理事）1名、正職員（常勤職員）13名、非常勤職員5名





イ 管理運営組織体制の考え方

管理運営の体制については、常勤の館長の下、次長を置き、公益法人としての文化事業の実施を事業推進室が、施設の維持管理と法人運営を総務係がそれぞれ担う、権限と責任の明確な組織体制とします。事業推進室には、文化事業実施のリーダーとなる企画員 2 名を配置します。また、館内展示及び調査研究業務の専門職として、童謡部門には 2 名、おもちゃ部門には 1 名の専門員をそれぞれ配置します。

館長以下 19 名編制を管理運営の基本体制とし、月ごとのローテーション勤務により年間開館日数である約 350 日間を運営します。欠員や予定外の事象等が発生した場合には、同種職員の補充や臨時的な職員の配置等により対応します。

小規模組織の利点である意思決定の速さと意思疎通の緊密さを最大限に活かし、適正かつ円滑に管理運営業務に当たります。

ウ 施設長（館長）の人選についての考え方

わらべ館（童謡館及び鳥取世界おもちゃ館）の館長は、公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館の理事長の職にある者が務めるものとします。理事長は、公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館評議

員によって理事として選任された者の中から、理事同士の合議により、童謡・唱歌とおもちゃをテーマとした地域文化の振興に対する熱意と公益法人の代表者としての見識を兼ね備え、かつ公立施設の長として人格高潔な者が選定されます。

## (2) 職員の職種等

平成31年4月1日時点

職種	雇用関係	月勤務日数 (平均)	担当する主な業務	資格等 (業務に関係のあるもの)	人件費 (千円)
館長	常勤	21日	館を代表し、統括する。 (0年9月)		
次長兼事業推進室長	常勤	21日	館の次席。室を運営する。 (3年)		
事業推進室 企画員 A	常勤	21日	文化事業の企画と推進。 文化事業の企画、実施のリーダー。 (13年)	中学校教諭1種免許(音楽)、 高等学校教諭1種免許(音楽)	
企画員 B	常勤	21日	文化事業の企画、実施のリーダー。 (1年9月)		
主査 A	常勤	21日	文化事業の企画、実施。 (13年)	学芸員	
主査 B	常勤	21日	文化事業の企画、実施。 (11年3月)	小学校教諭一種免許、幼稚園教諭一種免許	
主査 C	常勤	21日	文化事業の企画、実施。 (1年)	学芸員	

おもちゃ主任 専門員	常勤	21 日	おもちゃに関する展示及び調査 研究等。  (13年)	学芸員
童謡・唱歌専 門員 A	常勤	21 日	童謡唱歌に関する展示及び調査 研究等。  (12年)	中学校教諭一種 免許(音楽)、 高等学校教諭一 種免許(音楽)
童謡・唱歌専 門員 B	常勤	21 日	童謡唱歌に関する展示及び調査 研究等。  (H31.4.1 採用予定)	
総務係  係長	常勤	21 日	館及び法人の運営。  係を運営する。  (14年)	日商簿記検定2 級
主査 A	常勤	21 日	館及び法人の運営に係る業務。  (5年)	
主査 B	常勤	21 日	館及び法人の運営に係る業務。  (4年8月)	
主査 C	常勤	21 日	館及び法人の運営に係る業務。  (2年11月)	
受付職員 A	非常勤	20 日	入館者への対応  (4年7月)	
受付職員 B	非常勤	20 日	入館者への対応  (2年)	
受付職員 C	非常勤	20 日	入館者への対応  (2年)	
受付職員 D	非常勤	20 日	入館者への対応  (2年)	
受付職員 E	非常勤	20 日	入館者への対応	

			(H31.4.1 採用予定)		
計	19名				

### (3) 日常の職員配置

配置場所	職員配置の時間帯	職 名				
		館長	次長	総務係長	おもちゃ主任専門員	一般職
2階事務室	8:30~17:30					10名
	17:30~21:00	多目的ホールの利用がある際は、施設担当主査1~2名で対応。				
受付	8:30~17:30	非常勤職員5名				

前記(2)の役職員19名で1ヶ月単位の勤務ローテーションを組み運営します。

### (4) 障がい者又は高齢者の雇用計画

本計画書の提出日現在60歳以上の職員が3名在職しており、次回労働契約更新の際に本人の意欲や社会環境、法人の状況等を勘案し、館長が雇用継続の必要性を認めれば65歳を超えて雇用を継続することがあります。

### (5) 童謡・唱歌についての専門知識を有する職員の配置に対する考え方

博物館機能を持つ県立童謡館の基幹業務である童謡・唱歌に関する展示や調査研究、資料収集等の専門知識を要する業務を担う専任職員として、童謡・唱歌専門員を2名配置します。職種的位置付けとしては一般的な博物館という学芸員相当職ではありますが、大学等で音楽に関する高等教育を受けた者に学芸員の有資格者が極端に少ないため、学芸員資格の有無にはこだわらず、童謡・唱歌の専門員としての適職性を重視して採用、配属します。

専門員は、常設展を維持管理し必要に応じて展示物の入れ替えを行うほか、専門性を活かして自ら立案した年間計画に沿ってテーマを定めた企画展を開催します。年間を通して調査研究や資料収集に取り組み、その成果を毎年の研究情報誌の発行や展示に反映します。

専門員の担当する業務は「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設としての業務であり、その業務範囲には、外部からの童謡・唱歌に関する問い合わせへの対応といったレファレンスサービスの提供をはじめ、童謡・唱歌の普及啓発のための講演やレクチャーコンサートの出演等といった活動も含まれます。



## (6) 人材育成

安定的なサービスを継続して利用者に提供するため、また法人の持続的な発展を図るため、中長期的な視点から次のとおり職員の人材育成に取り組みます。

---

### ア 接遇対応

接遇意識の向上と接遇スキルの充実のため、外部講師を招いて全職員を対象とした毎年接遇研修を実施します。また、最も利用者と接する機会の多い受付職員には、外国人対応等の専門的な研修を受講させます。

---

### イ 公益法人制度対応

公益法人として求められる制度や法令改正等への対応、経理的基礎の維持のため、必要に応じて担当者を説明会や研修会に参加させ、コンプライアンス意識を高め公益法人として適法適正な組織運営に努めます。

---

### ウ 文化事業の充実

文化事業の充実と企画担当職員のスキルアップのため、企画員等を類似館の視察やイベント、研修等に派遣し、高品質な文化事業の企画立案につなげます。

---

### エ 専門性の向上

専門員としての職務に必要な知識、知見を深め、また各地の童謡・唱歌の関係団体や個人、類似館等とのネットワークづくりのため、機会を捉え全国の類似館等の展示視察や各種研修等に派遣します。

---

### オ その他

職員の資質と職能の向上のため、次のとおり各種研修会等に参加させます。

---

(ア) 接遇研修

(イ) ホームページ、広報研修

(ウ) 消防訓練、防災訓練（西町町内会と合同開催）

- (工) 救急救命訓練 (AED 操作含む)
- (才) 防犯訓練
- (力) 人権研修 ほか

### 3-2 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

該当事項はありません。

### 3-3 法人の社会的責任の遂行状況

#### (1) 障がい者雇用

ア 常用労働者数45、5人以上の事業者であり、

- 法定雇用率を達成している。

(公共職業安定所に提出する「障害者雇用状況報告書」の写し等法定雇用率を達成していることを証する書類を添付すること。)

- 法定雇用率を達成していない。

イ 常用労働者数が50人未満の事業者であり

- 障がい者(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)を雇用している。

(障がい者雇用を証明できる書類を添付すること)

- 障がい者を雇用していない。

#### (2) 男女共同参画推進企業の認定

- 男女共同参画推進企業に認定されている。(認定証の写しを添付すること。)

- 男女共同参画推進企業に認定されていない。

#### (3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS)Ⅰ種又はⅡ種規格認証等

ISO14001又はTEASⅠ種又はⅡ種規格に基づく環境管理システムについて

認証登録されている。（登録証等の写しを添付すること。）

認証登録されていない。

**(4) あいサポート企業等の認定**

あいサポート企業等に認定されている。（認定証の写しを添付すること。）

あいサポート企業等に認定されていない。

その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。（認定証等の写しを添付すること。）

## 鳥取県立童謡館の委託業務に関する収支計画書(資金ベース)

法人名(公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館)

(単位:千円)

区 分		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	備考
収 入 項 目	県委託料収入	76,629	77,332	77,332	77,332	77,332	
	市委託料収入	75,639	76,332	76,332	76,332	76,332	
	利用料金収入	18,820	18,835	18,835	18,835	18,835	
	事業収入	271	271	271	271	271	
	館内販売売上収入	1,995	2,010	2,010	2,010	2,010	
	基本財産運用収入	144	144	144	144	144	
	雑収入	686	686	686	686	686	
	基金取崩収入	5,405	3,000	1,000		1,500	童謡館分5,500
収入合計 (A)		179,589	178,610	176,610	175,610	177,110	
支 出 項 目	人件費(常勤職員)	62,836	63,430	64,033	64,640	65,218	
	人件費(非常勤職員)	11,483	11,551	11,611	11,611	11,671	
	管理運営費	66,212	67,114	67,426	67,114	67,426	
	旅 費	100	102	102	102	102	
	通信運搬費	600	606	606	606	606	
	消耗品費	2,544	2,566	2,566	2,566	2,566	
	印刷製本費	1,046	1,054	1,054	1,054	1,054	
	燃料費	134	136	136	136	136	
	賃借料	2,272	2,294	2,294	2,294	2,294	
	保険料	314	316	316	316	316	
	諸謝金	30	30	30	30	30	
	公課費	6,076	6,750	6,750	6,750	6,750	
	委託費	32,662	32,642	32,954	32,642	32,954	
	支払手数料	984	988	988	988	988	
	光熱水費	16,058	16,206	16,206	16,206	16,206	
	修繕費	3,028	3,056	3,056	3,056	3,056	
	その他経費	364	368	368	368	368	
	文化事業費	36,469	33,846	30,871	29,576	30,126	
	童謡・唱歌に関する事業	12,724	12,278	11,778	10,778	12,116	
	おもちゃに関する事業	15,665	12,819	11,319	11,319	11,157	
童謡館とおもちゃ館の共 同事業	8,080	8,749	7,774	7,479	6,853	利用料金収入等の財 団収入により実施	
財団管理費	2,589	2,669	2,669	2,669	2,669		
支出合計 (B)		179,589	178,610	176,610	175,610	177,110	